部長及び参事官　　警務発第３０９号
殿　　平成28年３月18日
所　属　長　　30年保存（口訓）
本　部　長

【沿革】平成31年３月27日警務発第308号改正、令和２年３月13日人材発第113号改正、令和４年２月18日人材発第91号改正、令和７年４月１日警務発第90号改正、令和８年３月３日警務発第245号改正

高知県警察機関誌発行要綱について（通達甲）

高知県警察機関誌「建依別」の発行に関し「高知県警察機関誌発行要綱改正について」（昭和58年４月５日高教発第71号）を制定しているところであるが、高知県警察公文書管理規程（平成27年６月本部訓練第18号）の施行により公文書種別から例規をなくすることに伴い、高知県警察機関誌「建依別」の発行に関し別添のとおり「高知県警察機関誌発行要綱」を定め、平成28年４月１日から運用することとしたので，誤りのないようにされたい。

別添

高知県警察機関誌発行要綱

第１　趣旨

この要綱は、高知県警察機関誌建依別（以下「建依別」という。）の編集及び発行（以下「編集等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

第２　発行の目的

建依別は、職員相互の親睦を図り、職員に対して情操の涵養等幅広い教養を推進することを目的として発行する。

第３　建依別の発行

建依別は、原則として３か月に１回発行するものとする。

第４　編集委員会の設置

建依別の編集の適正を期するため、県本部に建依別編集委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第５　委員会の構成

委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

委員長　　警務部長

副委員長　警務課長

委員　　総務課、会計課、警務課、監察課、厚生課、生活安全企画課、刑事企画課、交通企画課及び警備第一課の次長（次長が二人の所属は、次長（第一）の職にある者とする。）並びに委員長の指名する者

第６　委員会の任務

委員会は、建依別の年間及び各号の編集方針、企画等を審議決定する。

第７　委員の任務

１　委員長は、建依別の編集等について、指導監督する。

２　副委員長は、委員長を補佐し、建依別の編集事務について、編集部員を指導監督する。

３　委員は、委員会に出席し、建依別の編集等について意見を述べる。

第８　委員会の開催

委員長は、必要に応じて委員会を開催する。

第９　庶務

委員会の庶務は、県本部警務課（以下「警務課」という。）が行う。

第10　投稿指導員

各所属に投稿指導員（以下「指導員」という。）を置き、各所属の次長（次

長が二人の所属は、次長（第二）の職にある者とする。）又は副署長及び委員長の指名する者をもって充てる。

第11　編集部の設置

1　警務課に建依別編集部（以下「編集部」という。）を置く。

2　編集部員は、警務課の職員をもって充てる。

3　編集部員は、委員会の決定した編集方針に基づいて、建依別の編集に従事する。